



ガン治療保険(無解約払いもどし金型)
上皮内新生物治療給付特約付



ガンはとても身近な病気です。とはいえ、医療技術の進歩により、治る確率も年々高まり、治療スタイルも大きく変化しています。アクサの「治療保障」のがん保険は、こうした最新のガン治療の状況に対応した保険です。

特長

- ガンの主な治療方法、「手術」・「放射線治療」・「化学療法(抗がん剤治療)」を保障します。

「手術」「放射線治療」は上皮内新生物も保障します。

- 手術後に合併症を発症する可能性が高い特定のガンの手術を受けられた場合は、「ガン特定手術サポート給付金」をプラスします。

- ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「緩和ケア(緩和療養)」を保障します。

■ 給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
■ このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業継承など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度/福祉制度の活用をご検討ください。

<引受保険会社>アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表) <http://www.axa.co.jp/life/>
<お問合せ先> 新潟支社 新津営業所
〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3-1-7 新津商工会館内
TEL 0250-24-9814 AXA-1203-0940/9F7



当所では5・6月を特別加入月間といたしまして、6月29日(金)までベストウイズキャンペーンを実施しております。会員事業所の福利厚生の一環として会員の皆様にご共済制度のご案内やプラン紹介などを致します。この機会にご検討下さいませようお願い致します。

ベストウイズキャンペーン実施中!

「傷害共済」なら、
通院しない日でも
お支払い!

お問い合わせは
商工会議所・商工会・
事業協同組合
または、
にいがた県共済

満6歳~80歳未満の方、24時間国内・海外を問わず
どんな場面のケガでも補償。低廉な掛金(1口/月300円
で5口まで)、期間給付だから断然有利。

期間給付とは、通院初日から最終通院日までの期間が1週間以上に
及んだ場合に、事故日より1年間を限度に原則として15日以上の中
断期間がない場合、通院初日から通院しない日を含めて1日あたり
の通院共済金を全期間支払うことをいいます。ただし、ケガの種類、
部位等による給付基準で支払います。

月額掛金 1,500円 契約額 500万円の場合	傷害により1週間以上医師の治療を受けたとき(1日目より給付)	傷害による死亡、高度障害のとき	災害(交通事故等)による死亡、高度障害のとき	傷害又は災害により後遺障害が生じたとき(身体障害状態による)
	入院1日につき	通院1日につき	500万円	1,000万円
	6,000円	3,000円	500万円	15万円~1,000万円

● 通院時のお支払い例(契約額500万円の場合)

足を捻挫し、**なんと**
15日間で治癒した場合
通院日数3日でも... **15日間 × 1日3,000円 = 45,000円**



新潟県火災共済協同組合 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1
新潟県中小企業共済協同組合 TEL025-267-1221(代)
関東自動車共済(協)新潟県支部 <http://kenkyosai.jp>

昨年10月より火災共済・自動車共済が改正されました。

新潟県火災共済・関東自動車共済で制度改正が行なわれ、平成23年10月1日以降の契約より適用されています。主な改正点は以下のとおりです。

《火災共済》

- 共済掛金が改正となりました。
- 建物の「構造級別」および職業・作業等々の「割増割引」が変更となりました。
- 地震見舞金補償特約掛金が引下げとなりました。
- 「傷害費用共済金」は廃止となりました。
- * 「新総合火災共済」が新たに加わり、住宅物件や併用住宅を対象に新価(再調達価額)でのご契約が可能になりました。



《自動車共済》

- 共済掛金が改正となりました。
- 補償内容・特約・取扱規定が改正となりました。
- * 搭乗者傷害共済の医療共済金の日数払いが販売停止されました。今現在、「日数払い」になっている契約者様については次回更新時から「部位症状別払い」に自動的に移行されます。



★結果としてお客様のご契約の共済掛金上がる場合もございますが、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

詳細については、

新潟商工会議所 (TEL:0250-22-0121)

または

にいがた県共済 (TEL:025-267-1221)

までお問い合わせください。